

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

参考資料2-5

資金収支計算書（Ver1. 社会福祉法人会計基準）

※訪看準則には資金収支計算書がないため、社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

【社会福祉法人会計基準】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<経常活動による収支> 【収入】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険収入	介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	他の会計基準の内容を踏まえ追加
			介護老人保健施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	
			介護療養施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	
			居宅介護料収入	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入 介護予防負担金収入	
			居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
			利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 介護老人保健施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 その他の利用料収入	
			その他の事業収入	補助金収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		訪問看護収入	訪問看護療養費収入	訪問看護療養費収入	
			訪問看護利用料収入	訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入	
			その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	
自立支援費等収入		自立支援費収入	(保険等査定減) 自立支援給付費収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入 利用者負担金収入	介護保険収入に係る補助金収入等を計上。なお自立支援等、他の大区分に係る補助金収入等はそれぞれの区分毎に計上。
	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入		特定給付費収入	特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入	新基準の勘定科目では「等」を削除
	特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入		特定費用等収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他補助金等収入 その他の事業収入	新基準では自立支援給付費収入の小項目に移動
	利用者負担金収入		(保険等査定減)		自立支援費収入に係る補助金収入等を計上
利用料収入	利用料収入 利用料負担金収入		措置費等収入	措置費収入	利用料収入は、新基準ではサービス毎の小項目へ計上
	事務費収入 事業費収入			事務費収入 事業費収入 管理費収入 その他の利用料収入	新基準では「等」を追加
措置費収入			利用料収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	他の会計基準の内容を踏まえ追加
			運営費収入	運営費収入 利用料収入	措置費収入に係る補助金収入等を計上
	運営費収入 私的契約利用料収入		その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	旧基準の私的契約利用料収入は、新基準の措置費収入または運営費収入の利用料収入に計上
運営費収入			就労支援事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	運営費収入に係る補助金収入等を計上
			〇〇事業収入	〇〇事業収入 その他の事業収入	
〇〇事業収入	〇〇事業収入		〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険収入等、大区分に含まれない事業の補助金収入等は〇〇事業収入に計上
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入		経常経費寄附金収入		介護保険収入等、それぞれの区分毎に計上
寄附金収入	寄附金収入		事業外収入	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 会費収入	新基準では勘定科目に「経常経費」を追加
			雑収入		他の会計基準の内容を踏まえて追加
雑収入	雑収入		借入金利息補助金収入		
借入金利息補助金収入					

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

【社会福祉法人会計基準】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<経常活動による収支> 【収入】			
受取利息配当金収入	借入金利息補助金収入	受取利息配当金収入			新基準では財務活動による収入に移動し、 「事業区分間繰入金収入」として計上 新基準では財務活動による収入に移動し、 「拠点区分間繰入金収入」として計上 他の会計基準の内容を踏まえ追加 新基準では時価会計の導入により追加
会計単位間繰入金収入	受取利息配当金収入				
	公益事業会計繰入金収入				
経理区分間繰入金収入	収益事業会計繰入金収入				
	経理区分間繰入金収入				
経常収入計(1)		経常活動収入計(1)			
<経常活動による収支> 【支出】		<経常活動による収支> 【支出】			
人件費支出	役員報酬	人件費支出	役員報酬		新基準では「職員給料」と「職員賞与」に分けて計上 外部拠出型退職手当制度全般に対する掛金として変更
	職員俸給		職員給料		
	職員諸手当		職員賞与		
	非常勤職員給与		非常勤職員給与		
	退職金		退職給付支出		
	退職共済掛金		法定福利費		
	法定福利費				
事務費支出	福利厚生費	事務費支出	福利厚生費		消耗品費と器具什器費は、新基準では「事務消耗品費」に統合して計上
	旅費交通費		旅費交通費		
	研修費		研修費		
	消耗品費		事務消耗品費		
	器具什器費				
	印刷製本費		印刷製本費		
	水道光熱費		水道光熱費		
	燃料費		燃料費		
	修繕費		修繕費		
	通信運搬費		通信運搬費		
	会議費		会議費		
	広報費		広報費		
	業務委託費		業務委託費		
	手数料		手数料		
	賃借料		賃借料		賃借料は、新基準では「賃借料」と「地代家賃」に分けて計上 損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計基準の内容も踏まえて変更
	損害保険料		地代家賃		
			保険料		
	租税公課		租税公課		他の会計基準の内容を踏まえて追加
	〇〇費		〇〇費		
			保守料		
			渉外費		
			諸会費		
			職員被服費		
			車両費		
			雑費		
事業費支出	雑費	事業費支出	給食費		他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加
	給食費		介護用品費		
			医薬品費		
	保健衛生費		保健衛生費		
			診療・療養等材料費		
	被服費		被服費		
	教養娯楽費		教養娯楽費		
	日用品費		日用品費		
	保育材料費		保育材料費		
	本人支給金		本人支給金		
	水道光熱費		水道光熱費		
	燃料費		燃料費		
	消耗品費		消耗器具備品費		消耗品費と器具什器費は、新基準では「消耗器具備品費」に統合して計上
	器具什器費				
	賃借料		賃借料		
	教育指導費		教育指導費		
	就職支度費		就職支度費		
	医療費		医療費		
	葬祭費		葬祭費		
	〇〇費		〇〇費		
	雑費		車両費		
借入金利息支出	借入金利息支出	借入金利息支出	雑費		
経理区分間繰入金支出	借入金利息支出				新基準では財務活動による支出に移動し、 「拠点区分間繰入金支出」として計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加 旧基準では財務活動による支出に計上していたが、新基準では経常活動による支出に計上
	経理区分間繰入金支出	就労支援事業支出	就労支援販売支出		
			就労支援販管費支出		
		利用者負担軽減額			
		固定資産除却・廃棄支出			
		事業外支出	利用者等外給食費		
			その他の事業活動外支出		
		雑支出			
		法人税、住民税及び事業税支出			
		流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損		
			資産評価損		
			徴収不能額		
経常支出計(2)		経常活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

【社会福祉法人会計基準】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<施設整備等による収支> 【収入】		<投資活動による収支> 【収入】				
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	固定資産売却収入	器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 〇〇売却収入		新基準では、財務活動による収入に移動	
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	〇〇積立預金取崩収入			旧基準では財務活動による収入に計上していたが、新基準では投資活動による収入に計上
固定資産売却収入	器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 〇〇売却収入	貸付金回収収入	長期貸付金回収収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入			他の会計基準の内容を踏まえて追加
施設整備等収入計(4)		投資活動収入計(4)				
<施設整備等による収支> 【支出】		<投資活動による収支> 【支出】				
固定資産取得支出	建物取得支出 車両運搬具取得支出 〇〇取得支出	固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車両運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出		他の会計基準の内容を踏まえて追加	
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	投資有価証券取得支出 貸付金支出	長期貸付金支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出		他の会計基準の内容を踏まえて追加	
		積立預金支出	〇〇積立預金積立支出		会計を一元化したことより不要のため削除	
		その他の支出	〇〇支出		旧基準では財務活動による支出に計上していたが、新基準では投資活動による支出に計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加	
施設整備等支出計(5)		投資活動支出計(5)			他の会計基準の内容を踏まえて追加	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		投資活動資金収支差額(6)=(4)-(5)				
<財務活動による収支> 【収入】		<財務活動による収支> 【収入】				
借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入	寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		旧基準では施設整備等による収入に計上していたが、新基準では財務活動による収入に計上 他の会計基準の内容を踏まえ追加	
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入		旧基準では経常活動による収入に計上していたが、新基準では財務活動による収入に計上	
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入	事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入			新基準では投資活動による収入に移動	
積立預金取崩収入	〇〇積立預金取崩収入	補助金収入	施設整備等補助金収入 施設整備等借入金元金償還補助金収入		旧基準では施設整備等による収入に計上していたが、新基準では財務活動による収入に計上	
その他の収入	長期貸付金回収収入 〇〇収入	その他の収入	〇〇収入		新基準では投資活動による収入に移動	
財務収入計(7)		財務活動収入計(7)			新基準では投資活動による収入に移動	
<財務活動による収支> 【支出】		<財務活動による収支> 【支出】				
借入金元金償還金支出	設備資金借入金償還金支出 長期運営資金借入金償還金支出	元金償還支出	設備資金借入金元金償還支出 長期運営資金借入金元金償還支出 事業区分間長期借入金元金償還支出 拠点区分間長期借入金元金償還支出		他の会計基準の内容を踏まえ変更	
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出				新基準では投資活動による支出に移動	
積立預金積立支出	〇〇積立預金積立支出				新基準では投資活動による支出に移動	
その他の支出	長期貸付金支出 〇〇支出	ファイナンス・リース債務の返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の支出	〇〇支出		新基準ではリース会計の導入により追加	
流動資産評価減等による資金減少額等	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 〇〇評価損				新基準では経常活動による支出に移動	
財務支出計(8)		財務活動支出計(8)				
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
予備費(10)		予備費支出(10)				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)				
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)				
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)				

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書（Ver2. 指導指針）

※訪看準則には資金収支計算書がないため、社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

【指導指針】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<経常活動による収支> 【収入】		<経常活動による収支> 【収入】				
介護福祉施設介護料収入 居宅介護料収入 (介護報酬収入) 措置費収入 居宅介護支援介護料収入 利用者等利用料収入 その他の事業収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険収入	介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	他の会計基準の内容を踏まえて追加	
			介護老人保健施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入		
			介護療養施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入		
			居宅介護料収入	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入 介護予防負担金収入		
			居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入		
			利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 介護老人保健施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入		
			居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入 その他の利用料収入	その他の利用料収入		
			補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入	補助金収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入		
				（保険等査定減） 自立支援給付費収入		介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入 利用者負担金収入
				特定給付費収入		特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入
		特定費用等収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他補助金等収入 その他の事業収入 （保険等査定減）			
		措置費等収入	措置費収入	事務費収入 事業費収入 管理費収入 その他の利用料収入		
			利用料収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入		
		運営費収入	運営費収入 利用料収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入		
		就労支援事業収入	〇〇事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入		
	〇〇事業収入		〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入		
		経常経費寄附金収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 事業外収入	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 会費収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入		
	受入研修費収入 職員等給食費収入		雑収入 流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益		
経常収入計(1)		経常活動収入計(1)				

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)		
勘定科目【A】		勘定科目【B】					
科目区分		科目区分					
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分			
<経常活動による収支> 【支出】		<経常活動による収支> 【支出】					
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費支出	役員報酬 職員給料 職員賞与 非常勤職員給与 退職給付支出 法定福利費		新基準では「職員給料」と「職員賞与」に分けて整理 外部拠出型退職手当制度全般に対する掛金として変更 他の会計基準の内容を踏まえて変更		
経費支出 (直接介護支出)	給食材料費 介護用品費 教養娯楽費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費	事業費支出	給食費 介護用品費 教養娯楽費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 診療・療養等材料費		他の会計基準の内容を踏まえて追加		
	保健衛生費		保健衛生費 医療費 保育材料費		他の会計基準の内容を踏まえて追加		
(一般管理支出)	車輻費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費	事務費支出	車両費 水道光熱費 燃料費 本人支給金 葬祭費 賃借料 教育指導費 就職支度費 燃料費 〇〇費 雑費		他の会計基準の内容を踏まえて変更		
	福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費		福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 水道光熱費 会議費 燃料費 修繕費 保守料 賃借料 地代家賃 保険料 渉外費 手数料 諸会費 租税公課 職員被服費 車両費 業務委託費 〇〇費 雑費		他の会計基準の内容を踏まえて追加 賃借料は、新基準では「賃借料」と「地代家賃」に分けて計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加 委託費は、新基準では「業務委託費」へ変更 他の会計基準の内容を踏まえて追加		
	会議費 修繕費 保守料 賃借料		会議費 燃料費 修繕費 保守料 賃借料 地代家賃 保険料 渉外費 手数料 諸会費 租税公課 職員被服費 車両費 業務委託費 〇〇費 雑費		他の会計基準の内容を踏まえて追加		
	保険料 渉外費		保険料 渉外費 手数料 諸会費 租税公課 職員被服費 車両費 業務委託費 〇〇費 雑費		他の会計基準の内容を踏まえて追加		
	諸会費 租税公課		諸会費 租税公課 職員被服費 車両費 業務委託費 〇〇費 雑費		他の会計基準の内容を踏まえて追加		
	委託費		業務委託費 〇〇費 雑費		他の会計基準の内容を踏まえて追加		
	雑費		雑費		他の会計基準の内容を踏まえて追加		
	利用者負担軽減額			就労支援事業支出	就労支援販売支出 就労支援販管費支出		他の会計基準の内容を踏まえて追加
	借入金利息支出			利用者負担軽減額			
	事業外支出		職員等給食費 その他の事業活動外支出	事業外支出	利用者等外給食費 その他の事業活動外支出		他の会計基準の内容を踏まえて変更
雑支出		雑支出			指導指針では施設整備等による支出に計上していたが、新基準では経常活動による支出に計上		
		固定資産除却・廃棄支出			他の会計基準の内容を踏まえて追加		
		法人税、住民税及び事業税支出 流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損	有価証券評価損 資産評価損	新基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加		
徴収不能額		徴収不能額					
経常支出計(2)		経常活動支出計(2)					
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<施設整備等による収支>		<投資活動による収支>			
【収入】		【収入】			
設備資金借入金収入 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 固定資産売却収入	器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 ○○売却収入	固定資産売却収入	器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 ○○売却収入		新基準では、財務活動による収入へ移動
		投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	○○積立預金取崩収入		指導指針では財務活動による収入に計上していたが、新基準では投資活動による収入に計上
		貸付金回収収入	職員長期貸付金回収収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 ○○収入		他の会計基準の内容を踏まえて追加
施設整備等収入計(4)		投資活動収入計(4)			
<施設整備等による収支>		<投資活動による収支>			
【支出】		【支出】			
固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 器具及び備品取得支出 車両運搬具取得支出 ○○取得支出	固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 器具及び備品取得支出 車両運搬具取得支出 ○○取得支出		経常活動による収支の支出へ計上
固定資産除却・廃棄支出	固定資産除却・廃棄支出	投資有価証券取得支出 積立預金支出	○○積立預金積立支出		指導指針では財務活動による支出に計上していたが、新基準では投資活動による支出に計上
		貸付金支出	職員長期貸付金支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 ○○支出		他の会計基準の内容を踏まえて追加
		その他の支出			
施設整備等支出計(5)		投資活動支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		投資活動資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動等による収支>		<財務活動による収支>			
【収入】		【収入】			
長期運営資金借入金収入		借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入		指導指針では施設整備等による収入に計上していたが、新基準では財務活動による収入に計上
投資有価証券売却収入		補助金収入	施設整備等補助金収入		他の会計基準の内容を踏まえて追加
設備資金借入金元金償還補助金収入		寄付金収入	施設整備等借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄付金収入 施設整備等借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金借入金元金償還寄付金収入		投資活動による収支の収入へ計上 指導指針では施設整備等による収入に計上していたが、新基準では財務活動による収入に計上
設備資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金借入金元金償還寄付金収入		拠点区分間繰入金収入			指導指針では施設整備等による収入に計上していたが、新基準では財務活動による収入に計上
積立預金取崩収入	移行時特別積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入	事業区分間繰入金収入 その他の収入	○○収入		他の会計基準の内容を踏まえて変更
他会計区分繰入金収入 他会計区分長期借入金収入 他会計区分長期貸付金回収収入 会計区分外繰入金収入 その他の収入					投資活動による収支の収入へ計上 新基準の区分方法に沿って変更 新基準の区分方法に沿って変更。上記「拠点区分間長期借入金収入」として計上 新基準では、投資活動による収入に移動 新基準の区分方法に沿って変更
財務収入計(7)		財務活動収入計(7)			他の会計基準の内容を踏まえて追加
<財務活動等による収支>		<財務活動による収支>			
【支出】		【支出】			
設備資金借入金元金償還支出 長期運営資金借入金元金償還支出		ファイナンス・リース債務の返済支出 元金償還支出	設備資金借入金元金償還支出 長期運営資金借入金元金償還支出 事業区分間長期借入金元金償還支出 拠点区分間長期借入金元金償還支出		新基準では、リース会計の導入に伴い追加
投資有価証券取得支出 積立預金支出		拠点区分間繰入金支出 事業区分間繰入金支出			他の会計基準の内容を踏まえて追加
他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 他会計区分長期貸付金支出		その他の支出	○○支出		新基準では、投資活動による支出に移動
他会計区分長期借入金償還支出					新基準の区分方法に沿って変更
その他の支出					新基準では、投資活動による支出に移動
財務支出計(8)		財務活動支出計(8)			新基準の区分方法に沿って変更。上記「拠点区分間長期借入金元金償還支出」として計上
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			他の会計基準の内容を踏まえて追加
予備費(10)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【訪看準則】			【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
<事業損益計算の部> 【事業収益】			<サービス活動増減の部> 【収益】			
老人訪問看護療養費収益			訪問看護収益	訪問看護療養費収益	訪問看護療養費収益	老人訪問看護に係る収益は「介護保険収益」へ計上
訪問看護療養費収益						老人訪問看護に係る収益は「介護保険収益」へ計上
老人訪問看護利用料収益	老人訪問看護基本利用料収益 老人訪問看護その他の利用料収益	長時間利用料収益 休日、時間外利用料収益 交通費収益 その他のサービス利用料収益				
訪問看護利用料収益	訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益	長時間利用料収益 休日、時間外利用料収益 交通費収益 その他のサービス利用料収益	訪問看護利用料収益	訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益		「訪問看護その他の利用料収益」へ計上
その他事業収益	(老人保健査定減) (健康保険等査定減)		その他の事業収益	受取補助金 受託事業収益 その他の事業収益		訪問看護収益に係る受取補助金等を計上。なお、 〇〇事業収益など他の大区分に係る補助金収入等はそれぞれの区分毎に計上。 老人訪問看護に係る査定減は「介護保険収益」へ計上
			介護保険収益	(保険等査定減) 介護療養施設介護料収益 居宅介護料収益 居宅介護支援介護料収益 利用者等利用料収益 その他の事業収益	介護報酬収益 利用者負担金収益 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益 介護予防負担金収益 居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益 居宅介護サービス利用料収益 食費収益 居住費収益 その他の利用料収益 受取補助金 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	他の会計基準の内容を踏まえて追加 老人訪問看護に係る収益を計上
			〇〇事業収益	(保険等査定減) 〇〇事業収益 その他の事業収益	受取補助金 受託事業収益 その他の事業収益	大区分に含まれない事業の受取補助金等は〇〇事業収益に計上
			その他の収益			他の会計基準の内容を踏まえて追加
			サービス活動収益計(1)			
<事業損益計算の部> 【事業費用】			<サービス活動増減の部> 【費用】			
役員報酬	役員報酬		人件費	役員報酬		
給与費	常勤職員給与	看護師給 理学療法士又は作業療法士給 事務員給		職員給料		他の会計基準の内容を踏まえて「職員給料」へ一本化
	非常勤職員給与	看護師給 理学療法士又は作業療法士給 事務員給		職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与		他の会計基準の内容を踏まえて給料と別に計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加
	退職給与引当金繰入 法定福利費			退職給付費用 法定福利費		他の会計基準の内容を踏まえて「非常勤職員給与」へ一本化 退職給付会計の導入により変更
材料費	指定老人訪問看護・指定訪問看護材料費 医薬品費 その他の材料費		事業費	診療・療養等材料費 医薬品費		他の会計基準の内容を踏まえて追加 「介護用品費」、「日用品費」、「教養娯楽費」へ計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加 「診療・療養等材料費」へ計上
	指定老人訪問看護・指定訪問消耗器具備品費			保健衛生費		他の会計基準の内容を踏まえて追加
経費	福利厚生費 旅費交通費 職員被服費 通信費 消耗品費 消耗器具備品費 車両費 会議費 光熱水費 修繕費 賃借料		事務費	介護用品費 日用品費 教養娯楽費 福利厚生費 旅費交通費 職員被服費 通信運搬費 事務消耗品費 車両費 会議費 水道光熱費 修繕費 賃借料 地代家賃 保険料 渉外費 諸会費 租税公課		新基準では「通信運搬費」へ変更 消耗品費及び消耗器具備品費は「事務費」の「事務消耗品費」及び「事業費」の「消耗器具備品費」へ分けて計上 新基準では「水道光熱費」へ変更 賃借料は、新基準では「賃借料」と「地代家賃」に分けて計上 新基準では「渉外費」へ変更

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

【訪看準則】			【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
<事業損益計算の部> 【事業費用】			<サービス活動増減の部> 【費用】			
委託費 研修費	雑費 委託費 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費		事業費	雑費 燃料費 広報費 手数料 保守料 業務委託費 〇〇費 研修費		他の会計基準の内容を踏まえて追加
						他の会計基準の内容を踏まえて追加
減価償却費			利用者負担軽減額 減価償却費	医療費 被服費 保育材料費 被服費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 雑費 車両費 〇〇費		他の会計基準の内容を踏まえて追加
	建物減価償却費 建物付属設備減価償却費 構築物減価償却費 医療用器械備品減価償却費 車両船舶備品減価償却費 その他の器械備品償却費 その他の有形固定資産償却費 無形固定資産償却費					新基準では「減価償却費」へ一括計上
本部費	本部費		(国庫補助金等特別積立金取崩額) 徴収不能額 徴収不能引当金繰入額			「事業区分間繰入」または「拠点区分間繰入」へ計上
事業利益（又は事業損失）			サービス活動費用計（2） サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			他の会計基準の内容を踏まえて追加

<経常損益計算の部> 【事業外収益】			<サービス活動外増減の部> 【収益】			
受取利息配当金			受取借入金利息補助金 受取利息配当金収益 受取寄附金	受取寄附金 受取長期運営資金借入金元金償還寄附金		他の会計基準の内容を踏まえて追加
有価証券売却益			有価証券売却益 有価証券評価益 投資有価証券売却益 投資有価証券評価益 事業活動外収益			他の会計基準の内容を踏まえて追加
職員給食収益			受入研修費収益 利用者等外給食収益 会費収益			新基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加
その他の事業外収益			雑収益			他の会計基準の内容を踏まえて「利用者等外給食収益」に変更 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて「雑収益」に変更
			サービス活動外収益計(4)			

<経常損益計算の部> 【事業外費用】			<サービス活動外増減の部> 【費用】			
支払利息 有価証券売却損			借入金利息 有価証券売却損 投資有価証券売却損 資産評価損	有価証券評価損 資産評価損		他の会計基準の内容を踏まえて「借入金利息」に変更
職員給食用材料費			事業活動外費用	利用者外給食用材料費 その他事業活動外費用		他の会計基準の内容を踏まえて追加
貸倒損失 雑損失			雑損失			新基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加
			サービス事業活動外費用計（5） サービス活動外増減差額（6）=(4)－(5) 経常増減額(7)=(3)+(6)			他の会計基準の内容を踏まえて「利用者外給食材料費」に変更 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では「雑損失」へ計上
経常利益（又は経常損失）						

<特別損益計算の部> 【特別利益】			<特別増減の部> 【収益】			
固定資産売却益			受取施設整備等補助金 受取施設整備等寄附金	受取施設整備等補助金 受取設備資金借入金元金償還補助金 受取施設整備等寄附金 受取設備資金借入金元金償還寄附金		他の会計基準の内容を踏まえて追加
			固定資産受贈額 固定資産売却益	〇〇受贈額 器具及び備品売却益 車両運搬具売却益 〇〇売却益		他の会計基準の内容を踏まえて追加
その他特別利益			事業区分間繰入額 拠点区分間繰入額 その他の特別収益			
			特別収益計(8)			

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

【訪看準則】		
勘定科目【A】		
科目区分		
大区分	中区分	小区分
<特別損益計算の部> 【特別損失】		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
法人税等		
当期純利益（又は当期純損失）		
前期繰越利益（又は当期繰越損失）		
当期末処分利益（又は当期末処理損失）		

【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【B】			
科目区分			
大区分	中区分	小区分	
<特別増減の部> 【費用】			
基本金組入額 固定資産売却損・処分損 (国庫補助金等特別積立金取崩額) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 その他の特別費用	建物売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 車輛運搬具売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損		他の会計基準の内容を踏まえて追加

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【訪看準則】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<資産の部>		<資産の部>			
流動資産	現金・預金 有価証券 事業未収金 未収金 受取手形 医薬品 貯蔵品 前払金 前払費用 未収収益 短期貸付金 その他の流動資産 貸倒引当金 徴収不能引当金	流動資産	現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 受取手形 貯蔵品 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収見込長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金 未収収益 短期貸付金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 仮払金 繰延税金資産 その他の流動資産 徴収不能引当金	医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料	他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では「貯蔵品」へ計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では1年基準の導入に伴い追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では、税効果会計の導入に伴い追加 新基準では「徴収不能引当金」へ計上 ※基本財産に該当する固定資産は「基本財産」へ、該当しないものは「その他の固定資産」へ計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では「建物」へ計上 他の会計基準の内容を踏まえて変更 新基準では「権利」に計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では、税効果会計の導入に伴い追加 社会福祉法人の場合は、発生しない「その他の固定資産」に計上
固定資産 (有形固定資産)	土地 建物 建物付属設備 構築物 医療用器械備品 その他の器械備品 車両船舶 その他の有形固定資産 建設仮勘定 減価償却累計額	固定資産 (基本財産)	土地 建物 減価償却累計額 基本財産特定預金		
(無形固定資産)	借地権 電話加入権 その他の無形固定資産	(その他の固定資産)	土地 建物 構築物 機械及び装置 器具及び備品 車輛運搬具 建設仮勘定 減価償却累計額 権利		
(その他の資産)	長期貸付金		ソフトウェア 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 〇〇積立預金 差入保証金 退職共済預け金 繰延税金資産 その他の固定資産		
繰延資産	その他の投資				
	創立費 その他の繰延資産				
<資産の部合計>		資産の部合計			

訪看準則と新会計基準の勘定科目比較表

【訪看準則】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<負債の部>		<負債の部>			
流動負債	買掛金 短期借入金 支払手形 未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受収益 賞与引当金 修繕引当金 その他の引当金 その他の流動負債	流動負債	短期運営資金借入金 支払手形 事業未払金 施設整備等未払金 その他未払金 役員職員短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期末払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 未払法人税等 繰延税金負債 その他の流動負債		新基準の「事業未払金」へ計上 新基準では「短期運営資金借入金」に変更 新基準では「事業未払金」、「施設整備等未払金」、「その他の未払金」に分けて計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では1年基準の導入に伴い追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では廃止。取り崩す 新基準では、税効果会計の導入に伴い追加
固定負債		固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 繰延税金負債 その他の固定負債		他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では、リース会計の導入に伴い追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では、税効果会計の導入に伴い新設
負債の部合計		負債の部合計			
<資本の部>		<純資産の部>			
資本金 資本剰余金 利益剰余金	国庫等補助金 指定寄付金 その他の資本剰余金 任意積立金 当期末処分利益	基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	〇〇積立金		他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて変更 新基準の「基本金」へ計上 新基準の「〇〇積立金」へ計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加
資本の部合計		純資産の部合計			
負債・資本合計		負債及び純資産の部合計			

